

# 栃木県シルバー大学校北校 学生自治会 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、栃木県シルバー大学校北校（以下「北校」と称する）学生自治会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、学生相互の親睦交流を深め、学生生活の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校祭開催に関する事
- (2) 各委員会活動に関する事
- (3) クラブ活動に関する事
- (4) レクリエーションに関する事
- (5) その他本会の目的達成に必要な事

(会 員)

第4条 本会の会員は、北校在校生とする。

## 第2章 役 員

(役員構成)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書 記 4名
- (4) 会 計 4名
- (5) 理 事 以下に定める
- (6) 監 事 4名

2 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 各学年の班長
- (2) 各委員会の委員長
- (3) 各クラブの部長

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、欠けたときは、これを代行する。
- (3) 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- (4) 会計は、本会の金銭出納等、会計事務にあたる。
- (5) 理事は、本会の運営に関する事項を審議する。
- (6) 監事は、本会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長および副会長は、理事の互選とし、総会の承認を得なければならない。

2 書記および会計は、理事の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会において選出する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委託する。顧問の委嘱期間は1年とする。

3 顧問は、会議に出席し助言することができる。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第11条 定期総会は、年度始めおよび年度末に開催する。ただし、会員の3分の1以上の請求があったとき、または、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会の議案は、事業報告、決算報告、事業計画、予算、役員を選出、会則改正および、その他重要事項とする。

3 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(理事会)

第12条 理事会は、本会の運営に関する事項を審議するため、年度始め、中間期および年度末に開催する。また、会長の判断により、必要に応じて開催する。

2 クラブ活動に関わらない議案は、会長の判断により、クラブの部長を除く理事で審議できるものとする。

(会議の特例)

第13条 総会の開催が緊急を要し、かつ、開催することが極めて困難な事情にあるときは、各学年において第11条第3項の規定に準じて審議し、各学年の議決が一致したときは、総会において議決したものと見なすことができる。

## 第4章 クラブ、委員会

(クラブの構成と運営)

第14条 クラブ及び同好会(以下、「クラブ」と称する)は、クラブ活動に同好する本会会員(以下、本条では部員と称する)をもって構成する。

2 クラブに、部長、副部長およびその他の役員を置くものとし、部員の互選により選出する。

3 クラブの運営は、部員の自主的な協議により行う。

4 クラブの運営に必要な経費は、部員から徴収することができる。

5 クラブの設置要綱は、別に定める。

(委員会の構成と運営)

第15条 本会は、次に掲げる委員会を設置する。

(1) 会誌会報ホームページ委員会

(2) 奉仕活動委員会

2 前項各号の委員会は、各学年の委員によって構成し、委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

3 本条に定める委員会の運営は、計画的に実施し、その年間計画および執行状況を会長に報告するものとする。

## 第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 本会の会費は、毎年定期総会で決定し、各班長を通じて納入する。  
ただし、必要に応じて臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 決算報告書は、会計監査日以降の収入および支出が発生しないと判断した場合、会計年度末を待たずに作成できるものとする。

#### 第6章 その他の事項

(慶弔及び旅費支給に関する規定)

第19条 本会の慶弔および旅費支給に関する規定は、別に定める。

(その他)

第20条 本会則に定める他、本会運営に関し必要な事項は、その都度、理事会において審議、決定する。

(改 廃)

第21条 本会則の改正は、総会の議決事項とする。

#### 附則

1 本会の会則は、昭和58年10月1日から施行する。

(会則改正2～18は記述を省略する)

19 会則の一部(第21条)を追加する会則は、平成30年11月7日から施行する。

20 会則の一部(第12条、15条)の表記を追加する会則は、令和3年11月30日から施行する。

21 会則の一部(第1条、14条)を改正する会則は、令和4年12月8日から施行する。

22 会則の一部(第4条、2章、3章、14条、15条、18条、21条)を改正する会則は、令和5年11月15日から施行する。

## 栃木県シルバー大学校北校 学生自治会 旅費支給規定

第1条 旅費は、次の基準により支給するものとする。

- (1) 出張は、会長の指示または承認を受けるものとする。
- (2) 旅費は、会議または慶弔、見舞等出張したときに支給する。
- (3) 支給額は、学校所在地を基準として、交通機関の普通運賃の額とする。
- (4) 自家用車等を使用した時は、前号の規定に準じて支給する。
- (5) 上記以外の必要な事項は、その都度、理事会で審議決定する。

附則

- 1 この規定は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この規定の一部を改正する規定は、昭和63年12月2日から施行する。
- 3 この規定の一部を改正する規定は、令和5年11月15日から施行する。

## 栃木県シルバー大学校北校 学生自治会 慶弔規定

第1条 この規定は、総会の議決を経て改廃するものとする。

第2条 慶弔費および見舞金は、次のとおりとする。

(1) 慶 事

会員に、県、国等から表彰、叙勲等の慶事があった場合は、会員代表が祝辞を述べ慶意を表するものとする。

(2) 病氣見舞金

会員が長期間病氣などで1ヶ月以上入院した場合は、見舞金として5,000円を贈るものとする。

(3) 弔 事

会員死亡の場合は、香料10,000円と花輪を贈って弔意を表するものとする。

第3条 前2条の(2)、(3)号の金額は、会員が所属する期会の会計より支出するものとする。

### 附則

- 1 この規定は、昭和59年1月24日から施行する。
- 2 この規定の一部を改正した規定は、昭和59年10月20日から施行する。
- 3 この規定の一部を改正した規定は、昭和63年12月2日から施行する。
- 4 この規定の一部を改正した規定は、平成16年11月5日から施行する。
- 5 この規定の一部を改正した規定は、平成20年11月18日から施行する。
- 6 この規定の一部を改正した規定は、平成27年11月4日から施行する。
- 7 この規定の一部を改正する規定は、令和5年11月15日から施行する。

## 栃木県シルバー大学校北校 学生自治会 クラブ設置要綱

### (目 的)

第1条 学生自治会（以下、「本会」と称する）会則第3条に規定するクラブの円滑な活動を図ることを目的とする。

### (新設、昇格)

第2条 クラブを新設するときは、代表者は本会会員（以下、「部員」と称する）2名以上の名簿に活動計画書を添えて本会に申請し、同好会として活動する。

2 同好会からクラブへの昇格は、新設申請日以降の11月1日を基準に6か月間、5名以上の部員が健全な活動を継続していることを条件とする。

### (登録の原則)

第3条 クラブまたは同好会の登録は、原則として、1種目1団体とする。

### (報告の義務)

第4条 クラブまたは同好会は、本会から要請があったときは、部員名簿、会則等本会が指定する書類を提出しなければならない。

2 クラブまたは同好会は、会則の改正または役員を変更したときは、速やかに本会に報告するものとする。

### (助成金)

第5条 本会は、年度途中に開催する本会理事会において、クラブおよび同好会の活動状況を確認し、5名以上の部員で活動しているクラブに対して助成金5,000円を支給する。

2 中央校、南校、北校で三校交流活動を実施するクラブに対しては、所定の手続きにより、別途、参加部員1名につき500円の助成金を支給する。

ただし、助成金の上限額は1回につき、5,000円とする。

### (休部、解散)

第6条 休部または解散するときは、所属する部員の3分の2以上の同意を得た上、休部届または解散届を本会に提出する。

2 休部中のクラブまたは同好会が活動を再開するときは、第2条の規定を準用する。

3 休部届の提出日から2年を経過したときは、登録を抹消する。

### (降格、抹消)

第7条 クラブが年度始めの本会理事会開催日を基準として1年間、部員2名以上5名未満の状態が継続したときは、同好会に降格する。

2 前項の基準日から1年間、部員1名以下の状態が継続したときは、クラブまたは同好

会の登録を抹消する。

(その他)

第8条 同好会の代表者は、本会会則第5条2項の「クラブの部長」に該当しないものとする。

附則

- 1 令和5年11月15日、「クラブ設置要項」を廃止し、同日から本要綱を施行する。ただし、第2条第2項、第7条第1項および第2項は、令和5年10月1日から適用する。